平成２６年（フ）第１４５号
札幌市中央区南11条西21丁目４番１―402号
債務者　都築美由紀
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５号
札幌市東区北15条東１丁目４番10号　いとうマンション５号
債務者　熊倉　勝人
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５号
札幌市清田区里塚３条５丁目15番８号
債務者　飯島　亜希
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９３号
北海道江別市錦町46番地の15　ノッポロハイツ101号
債務者　菅原恵美香
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９８号
札幌市豊平区豊平４条１丁目４番14号　コーポすぎはら101号
債務者　関口　　健
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２３号
札幌市東区伏古９条１丁目３番３号　レスポール103号
債務者　濱根　勇樹
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３１号
札幌市東区北25条東19丁目１番13号　マリオンコート元町・Ⅱ106号
債務者　小澤由紀絵
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３６号
札幌市西区琴似１条６丁目１番30―101号
債務者　岡田　稲子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４１号
北海道江別市幸町30番地の７　イメージ307―205号
債務者　高木　秀司
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
北海道古宇郡泊村大字堀株村字滝の澗東山ノ上１番地の12
債務者　工藤　靖之
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第６号
秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢23番地47、前住所東京都青梅市本町146番地の１　ドラゴンマンション青梅壱番館703号
債務者　石井　孝広
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第２８号
群馬県前橋市大渡町１丁目５番地４　ソレイユＢ―105号
債務者　菅沼　伸生
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
群馬県伊勢崎市八斗島町1610番地７　阪東ヒルズＡ201
債務者　栗原　一人
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
群馬県伊勢崎市八斗島町1610番地７　阪東ヒルズＡ201
債務者　栗原真由美（旧姓塩原）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５７５号
神奈川県伊勢原市下谷1388番地の２、前住所神奈川県厚木市金田495番地１　フォレストスクエアⅠ―209
債務者　時村　大介
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１号
神奈川県厚木市長谷1538レオパレス長谷Ⅰ―301、住民票上の住所秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子58番地162
債務者　秋山輝一郎
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４８号
神奈川県平塚市桃浜町18番１号
債務者　後藤加代子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部